

令和3年9月27日

保護者 様

水戸市教育委員会教育長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について（通知）

日頃から、本市の教育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、本県においては緊急事態宣言が発出されており、市内においても多くの感染者が確認されております。

本市におきましては、児童生徒の感染が確認された場合には、市保健所と協議し、学校の臨時休業の範囲や期間等を判断しておりましたが、この度、国において「学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」が策定され、児童生徒等の感染が確認された場合の臨時休業の判断の基準が示されました。

つきましては、今後、本ガイドライン及び本市の実情を鑑み、下記のと通りの対応を基本とします。

保護者の皆様におかれましては、本内容について御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、現在、変異株の感染が多く確認されていることから、保護者の皆様におかれましては、これまで以上に毎日の健康観察の他、発熱等の症状が見られる場合には速やかに医療機関を受診するなど、感染予防に努めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

臨時休業判断の目安

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者で必要と判断した場合

（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

○学級閉鎖の期間としては、3～5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

【お問合せ先】

水戸市教育委員会事務局

教育部学校保健給食課 電話：306-8627

教育部学校管理課 電話：306-8673